



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三〇五・福)

社政策課	1
○生活保護法による医療機関の指定(三〇六・福祉政策課)	1
○生活保護法による指定医療機関の変更(三〇七・福祉政策課)	2
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止(三〇八・福祉政策課)	2
○公共測量実施の通知(三〇九・建設管理課)	2
公 告	2
○土地改良区の役員退任の届出(秋田地域振興局農林部)	2
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	2
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	3
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)	3

教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課)	3

秋田県告示第三百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する
 平成十九年六月五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
のしろ眼科クリニック	浜野 浩 司	能代市若松町三番八号	平成十九年三月三十一日
健康堂薬局サンプラザ店	株式会社健康堂薬品 代表取締役	由利本荘市岩渕下十八	平成十九年四月一日
加賀医院	加賀 豊 章	由利本荘市鳥海町伏見字久保十二一	平成十九年四月三十日
竜森診療所	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者	北秋田市七日市葛黒三十三一	平成十九年三月三十一日

秋田県告示第三百六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
のしろ眼科クリニック	医療法人NML 理事長	能代市若松町三番八号	眼科	平成十九年四月二日
加賀医院	医療法人章進会 理事長	由利本荘市鳥海町伏見字久保十二一	内科、消化器科、小児科	平成十九年五月一日
健康堂薬局中央店	株式会社健康堂薬品 代表取締役	由利本荘市岩渕下七十一一 中央線富士ビル一階B	調剤薬局	平成十九年四月一日
いわき薬局鹿渡店	株式会社岩喜 代表取締役	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川百七十番一	調剤薬局	平成十九年四月十三日

大曲調剤薬局	株式会社アミック 代表取締役	大仙市大曲上栄町十番三十二号	調剤薬局	平成十九年五月一日
高橋歯科医院	高橋 武道	大仙市角間川町字西本町二	歯科、小児歯科、歯科口 腔外科	平成十九年五月七日

秋田県告示第三百七号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
厚生連平鹿訪問看護ステーション	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長	横手市前郷字八ツ口三番一	横手市駅前町一番三十号	横手市前郷字八ツ口三番一	平成十九年四月一日
さいとうクリニク	医療法人 YAMAZEN さ いとうクリニク 理事長	にかほ市象潟町字家の後四十七番地	医療法人 夕風会	医療法人 YAMAZEN さいとうクリニク	平成十八年十一月一日

秋田県告示第三百八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
三種町社会福祉協議会ひまわり訪問看護ステーション	社会福祉法人三種町社会福祉協議会 会長	山本郡三種町鹿渡字町後二百六十三	訪問看護	平成十九年四月一日

秋田県告示第三百九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田地方公務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域

秋田市飯島鼠田地域
三 作業を行う期間
平成十九年五月十六日から平成二十年三月三十一日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、戸村土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂二番地 北嶋 繁雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市鶯野土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月五日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年五月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年六月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等
秋田県知事 寺 田 典 城

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	能代市河戸川字下大須賀七番四十六	宅地	四三八・六三	七、九六〇、〇〇〇
二	能代市落合字亀谷地五七番四	宅地	三二〇・二四	二、〇四〇、〇〇〇
三	大館市比内町扇田字伊勢堂岱一五〇番五十四	宅地	五五一・五〇	八、〇五二、〇〇〇
四	大館市比内町扇田字伊勢堂岱一五〇番六十八	宅地	六六一・二五	八、六六二、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び

期間

番号	場 所	期 間
一〇二	秋田県山本地域振興局 総務経理課（電話〇一八五一五二一六二〇三）	平成十九年六月五日(火)から六月十八日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
三〇四	秋田県北秋田地域振興局 大館事務所（電話〇一八六一四九一二二一四）	平成十九年六月五日(火)から六月十八日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一〇二	秋田県山本地域振興局 庁舎分館第一会議室	平成十九年六月十九日(火)午後二時
三〇四	秋田県北秋田地域振興局 大館地区総合庁舎会議室	平成十九年六月十九日(火)午前十一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。）
五 入札参加申込みに必要な書類等
(一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
(二) 法人の場合
法人の登記事項証明書
六 入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入する

ものとする。

七 入札の無効
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
八 その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇一二七三六）に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十一号

次のおり教育委員会会議を開催する。
平成十九年六月五日

一 日時 平成十九年六月六日 午後二時
二 場所 教育委員会委員室
三 案件 秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

- (一) 秋田県自然体験活動センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
- (二) 秋田県社会教育委員の任命
- (三) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命
- (四) 秋田県立博物館協議会委員の任命
- (五) その他

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄